

一般社団法人 神奈川県精神保健福祉士協会委員会規定

(職制及び選任)

第1条 委員会には、委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員会の互選で決定し、会長が委嘱する。
- 3 委員長は、複数の委員会を兼任できない。ただし、理事会が特に必要と認めた場合はその限りではない。
- 4 委員長が欠けたときは、委員会においてすみやかに後任の委員長を選任しなければならない。

(委員長の任期)

第2条 委員長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員長の解任)

第3条 委員長が次の各号の一に該当するときは、理事会の3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。この場合、その委員長に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障等のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他委員長としてふさわしくない行為等があると認められるとき。

(委員長の責務)

第4条 委員長は、委員会の事業計画及び予算、並びに事業報告及び決算について、会長が別に定める様式により、会長が指定する期日までに作成し、主担当理事より理事会に提出しなければならない。

- 2 委員長は、委員の中から事務局担当者を任命し、その者に委員会開催の都度遅滞なく議事録を作成することを指示し、事務局に提出、保管するとともに、構成員に報告しなければならない。
- 3 委員長は、委員会活動の進捗状況及び収支状況を明らかにし、部長に報告するとともに、必要に応じて理事会に報告しなければならない。

(副委員長)

第5条 委員長は、委員会の運営上必要があると認められる場合は、委員の中から副委員長を選任することができる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるとき又は委員長が欠けたとき、若しくは後任の委員長が理事会で選任されるまでの間、その職務を代行する。

(委員)

第6条 委員は、本協会員 20 人以内とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- 2 委員は、委員長が選任し、主担当理事を通じて理事会への報告を経て、会長が委嘱する。
- 3 理事でない委員は、複数の委員会を兼務できない。ただし、当該委員会の委員長から要請があり、かつ、当該委員が兼務することを了解している場合は、理事会の承認を得て、兼務することができる。

(個別運営)

第7条 委員長は、この規程の定め及び予算の範囲において、次の各号については、所轄する委員会において個別に決定することができる。

- (1) 委員の人数構成
- (2) 委員の解任・補充
- (3) 委員の公募方法
- (4) 委員の任期(ただし、原則として 2 年以上とする。)
- (5) 委員会の開催方法
- (6) その他必要な事項

- 2 委員長は、前項各号において決定した事項を主担当理事に報告しなければならない。

(解散)

第8条 委員会を終了又は解散するときは、委員長の申請により、主担当理事を経て、理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項の申請にあたっては、その理由について明確にしなければならない。

(担当理事)

第9条 委員会には、担当理事 1 人以上を置く。なお、担当理事が複数名いる場合には、主担当理事を決定しなければならない。

- 2 担当理事は、理事会で決定し、会長が委嘱する。
- 3 主担当理事は、複数の委員会を兼任できない。ただし、理事会が特に必要と認めた場合はその限りではない。
- 4 主担当理事が欠けたときは、理事会においてすみやかに後任の主担当理事を選任しなければならない。